

令和8年度(通常助成事業・モデル事業)  
令和7年度(補正予算事業)にかかる

## WAM助成募集説明動画



令和7年12月  
独立行政法人福祉医療機構  
NPOリソースセンター

# 目 次

## 【パート1】WAM助成の概要

- WAM助成の仕組み
- WAM助成の対象領域
- WAM助成が目指すもの
- WAM助成実績データ

## 【パート2】3つの助成プログラムの概要

- 現在募集中の助成プログラム
- 3つの助成プログラムの共通点
  - 対象となる団体
  - 対象事業・対象とならない事業
  - 対象経費・対象外経費・対象経費に係る補足
- 3つの助成プログラムの比較
  - プログラムの比較表（目的・テーマ・モデル事業に関する補足等）
- 利用にあたっての留意事項等について

## 【パート3】「審査・応募の要点」

- 審査方法及び審査項目
- 審査加点項目（補正予算事業の加点に関する補足）
- 応募方法・応募締切・応募から事業評価までの流れ
- WAMのリソース紹介・相談窓口のお知らせ

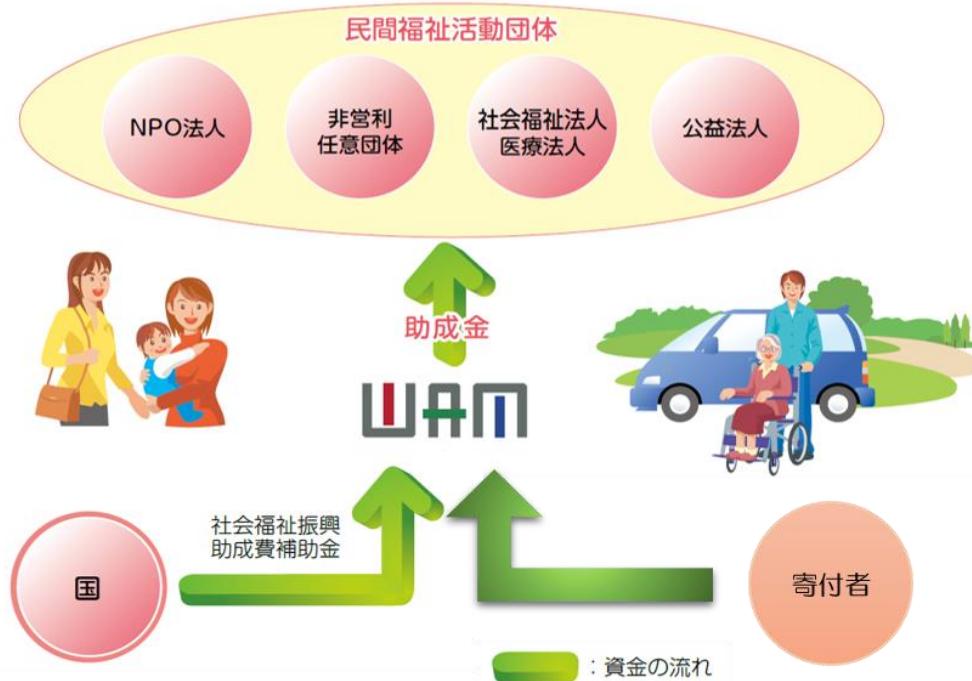
# 社会福祉振興助成事業(WAM助成)

【パート1】  
～WAM助成の概要～



# WAM助成の仕組み

WAM助成は、全国各地の民間福祉活動を支援しています



**WAM助成(社会福祉振興助成事業)は国庫補助事業です！**

当該助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されますので、  
適正な執行が求められることとなります。

# WAM助成が目指すもの

〈WAMホームページより〉

地域の多様な主体の連携のハブとなるNPOなどに助成することで、地域での総合的な取り組みを支援し、併せて、一過性の助成金交付や課題解決に留まるだけでなく、協働関係やネットワークを継続することで助成後も地域の活性化や支援体制の整備につながる助成を目指しています。

## 「4つの力」を高めて社会課題に対応

- ・分野横断的取り組みなど民間の**創意工夫**を活かした効果的な支援
- ・異業種・多機関による**連携**ネットワークの構築
- ・**制度化**・モデル事業化、社会への啓発を図る取り組み
- ・地域共生社会に向けた支え手の育成や**住民参加**の促進



# WAM助成の対象領域

## 制度の狭間にある福祉課題に対応する事業が対象となります

ただし…

- ✓ 営利を目的とする団体・法人が行う事業は対象となりません。
- ✓ 制度事業や行政から補助金・委託等を受けて行う事業は対象となりません。



# WAM助成の実績データ

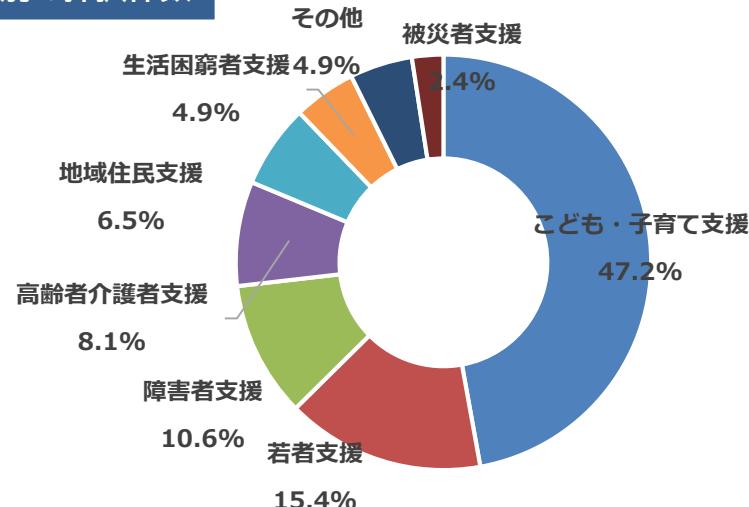
## ▼令和7年度WAM助成(通常助成事業・モデル事業)データ

区分	要望		採択		採択率(件数) (%)
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
地域連携活動 支援事業	362 (34)	1,785,728 (288,211)	94 (3)	417,613 (23,796)	26.0%
全国的・広域的 ネットワーク活動 支援事業	106 (14)	846,967 (127,182)	22 (2)	191,100 (22,383)	20.8%
合計	468 (48)	2,632,695 (415,393)	116 (5)	608,713 (46,179)	24.8%

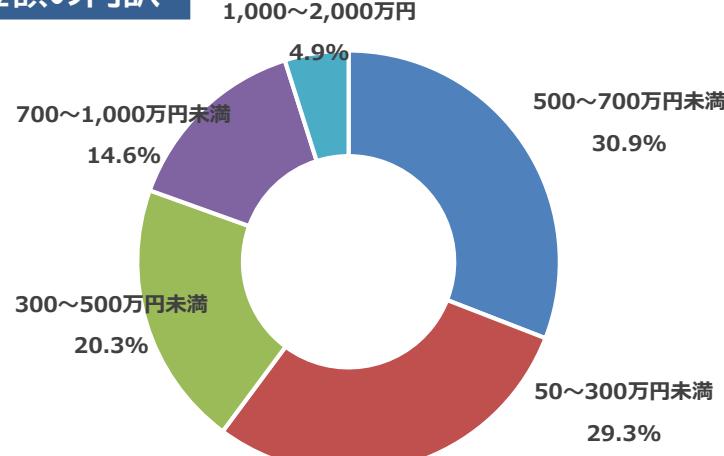
※()内はモデル事業の件数・金額を表す

## ▼令和6年度WAM助成採択実績

分野別の採択件数



助成金額の内訳



# 社会福祉振興助成事業(WAM助成)

【パート2】  
～3つの助成プログラムの概要～



# 現在募集中の助成プログラム



令和8年度 WAM助成  
通常助成事業

募集中



令和8年度 WAM助成  
モデル事業

募集中



令和7年度 WAM助成  
補正予算事業

募集中

## <助成対象となる実施期間>

令和8年4月から  
令和9年3月末まで

令和8年4月から  
2年又は3年

令和8年4月から  
令和9年3月末まで

### 留意事項

- ①「募集要領」・「Q&A」を必ずご確認ください。
- ②「通常助成事業」・「モデル事業」・「補正予算事業」の  
それぞれに1団体1事業ずつご応募いただけます。

※同一内容で複数のプログラムに応募することはできません

※採択される場合は、いずれか1事業となります。

# 社会福祉振興助成事業（WAM助成） 【 3つの助成プログラムの共通点 】

# WAM助成の対象となる団体①

社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の団体

- 特定非営利活動法人
- 社会福祉法人
- 医療法人
- 公益社団法人、公益財団法人
- 一般社団法人、一般財団法人(\*1)
- その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体(\*2)

\*1 法人税法上の非営利型法人の要件を満たす【助成対象となる事業の実施期間中に移行するものを含む】一般社団法人又は一般財団法人

\*2 次の要件をすべて満たすこと  
・役員(理事)を2人以上置いていること  
・役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めていること

助成の対象とならない団体

- ① 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体
- ② 過去に法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない団体
- ③ 監事を設置していない団体(定款等に監事の設置規定がないものを含む)

# WAM助成の対象となる団体②

## <参考>非営利型の一般社団法人及び一般財団法人の要件

### 【非営利性が徹底された法人】

- ①余剰金の分配を行わないことを定款に定めていること
- ②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること
- ③上記①及び②の定款の定めに違反する行為（上記①②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- ④各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

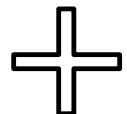
### 【共益的活動を目的とする法人】

- ①会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること
- ②定款等に会費の定めがあること
- ③主たる事業として収益事業を行っていないこと
- ④定款に特定の個人又は団体に余剰金の分配を行うことを定めていないこと
- ⑤解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと
- ⑥上記①から⑤まで及び下記⑦の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと
- ⑦各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

※非営利型でない一般法人が採択された場合には、助成決定までに非営利型に変更していただくことが助成の条件となります。

# WAM助成の対象となる団体③

1)社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない団体



(2)生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭のこども等に対する支援に関する活動を行う民間団体であり、原則として1年以上の活動実績を有すること。

※補正予算事業のみ

# WAM助成の対象事業

## 助成対象事業の要件等

- ・要望団体が自ら主催すること
- ・他の団体(社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等)と相互に連携して実施すること
- ・募集要領に掲げられた「助成テーマ(※後述)」に該当すること
- ・下記のいずれかの事業を実施する内容であること

	● 地域連携活動支援事業	● 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業の内容	地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業（同一都道府県内）	全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
活動の範囲	同一の都道府県内で活動する事業	支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業

# WAM助成の対象とならない事業

- ① 営利を目的とする事業
- ② 調査・研究を目的とする事業
- ③ 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助金・助成金を受ける事業
- ④ 介護給付、自立支援給付など国又は地方公共団体の定める制度・要綱に基づき実施し、補助金・助成金を受ける事業
- ⑤ 国または地方公共団体等から委託を受けて行う事業
- ⑥ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託(総事業費に占める外部委託の割合が50%以上)する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分(総事業費に占める交付資金の割合が50%以上)を占める事業

※他の助成金、補助金、委託を受けている場合は、別の事業であることの明確化が必要

# WAM助成の対象経費・対象外経費

## 助成の対象となる経費

- 謝金
- 旅費
- 借料損料(会場借料含む)
- 家賃
- 備品購入費(設置に伴う費用も含む)
- 消耗品費(燃料費、食材費及び会議費含む)
- 印刷製本費
- 通信運搬費
- 賃金
- 委託費
- 保険料
- 雑役務費
- 光熱水費
- 修繕費 ※補正予算事業のみ

(注)助成対象経費であっても、その妥当性・必要性の判断から助成の対象とならない場合があります。

## 助成の対象とならない経費

- ① 助成事業の実施期間外に発生した経費  
«助成事業の実施期間» 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- ② 団体の運営経費(役員報酬、他の事業のみに従事する職員給与、事務所家賃や光熱水費など)
- ③ 助成事業の経費として明確に区分できない経費
- ④ 助成対象経費にはない費目(不動産購入費、車両購入費、施設整備費など)
- ⑤ 助成事業で支援の対象となる方に対する金銭(金券を含む)の支払い など

# WAM助成対象経費に係る補足

※その他の経費や各費目のルールについては、「募集要領」をご確認ください。

費目	経費の例・ポイント
謝金	講演会講師、相談員、その他謝金（イベント手伝い）等。 <b>上限15,700円/日</b> ※外部の講師謝金かつ3時間を超える業務の場合、上限47,100円/日）に引き上げ
旅費	交通費、ガソリン代、宿泊費。 <b>実費分が対象</b> （日当は対象外）
賃金	アルバイト賃金、正規職員が助成事業に従事した時間の賃金相当額（上限あり）が対象 ※ただし、代表者、副代表者、監事の賃金、役員報酬は対象外
家賃	事業専用部分のみ対象（団体事務所家賃は対象外） ※ <b>第三者に契約額の根拠が説明できるものが対象</b> （契約書、面積や使用量での按分根拠が必要）
備品購入費	事業に必要な電化製品、家具（エアコン、洗濯機、冷蔵庫、トイレ等。車両は対象外）等 ※ <b>備品設置に伴う費用も対象</b> （ただし、大型工事を伴う改修等は対象外）
消耗品費	事業に必要な文具、燃料費、食材費（※）、会議費、デジタルデバイス、消毒液マスク等 ※こども食堂などの食材・弁当代も対象（ただし、飲食店内での会食・酒類は対象外）
委託費	調査・集計・分析・イベント運営、HP・システム開発、外部評価等。 ※ <b>総事業費に対する外部委託の割合50%以上の事業は助成対象外</b> ※企画・立案や全体管理等の主要部分を委託するものは助成対象外
雑役務費	手話通訳、翻訳、託児料、原稿料、振込手数料、オンラインサービス利用料等 ※専門機関などに依頼する一律の料金体系に基づく経費
修繕費 ※補正予算事業のみ	助成事業専用建物等の修繕費 ※1契約あたり税込20万円未満、1年間の助成対象額は合計税込60万円未満が対象

# 社会福祉振興助成事業（WAM助成） 【 3つの助成プログラムの違い 】

# < WAM助成 プログラムの比較表 >

	通常助成	モデル	補正予算
目的	地域共生社会の実現 社会福祉の制度の狭間にあるさまざまな課題に対応		物価高騰の影響下における 生活困窮者等支援
期待される成果	<p>多様なアプローチ*により、高齢者や障害者、子どもたち等幅広い層に向けた<b>福祉活動や地域づくりを推進</b></p> <p>*住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政における政策化・制度化</li> <li>調査の設計や評価・伴走などの役割を担う【外部評価者又は伴走支援者】及び連携先とともに、事業を推進</li> </ul>	<p>多様なアプローチ*により生活困窮者等に対し、社会的なつながりを構築・維持</p> <p>*住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等</p>
助成金額	<p>地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円*</p> <p>* 【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業】又は【4以上の都道府県を網羅する事業】は2,000万円まで</p>	<p>地域連携・全国連携共通</p> <p><b>3年で3,000万円まで 2年で2,000万円まで</b></p>	<p>地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円*</p> <p>*4以上の都道府県を網羅する事業は2,000万円まで</p>
助成期間	<p><b>単年度*</b></p> <p>*事業の発展性が期待できるものは2か年にわたり採択</p>	<p><b>複数年</b></p> <p>2年又は3年にわたり採択</p>	<b>単年度</b>
正職員賃金	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の25%が上限)</p>	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の50%が上限)</p>	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の50%が上限)</p>
想定される団体像	<ul style="list-style-type: none"> <li>草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む）</li> <li>事業立ち上げ期、事業確立期、発展・成熟期すべて対象</li> <li>個別のニーズに寄り添い、地域に密着した活動を行うための連携や地域共生社会の実現に向けた連携が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WAM助成や他の助成などで事業を実施したなかで、新たに明らかとなった課題等に取り組む段階</li> <li>政策化・制度化を目指すための連携体制が必要</li> <li>行政との連携実績や活動分野での一定程度の実績があることが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む）</li> <li>1年以上の生活困窮者等支援の活動実績や事業実施に必要となる関係機関との連携体制が必要</li> </ul>

# < WAM助成 プログラムの比較表 >

	通常助成	モデル	補正予算
目的	地域共生社会の実現 社会福祉の制度の狭間にあるさまざまな課題に対応		物価高騰の影響下における 生活困窮者等支援
期待される成果	<p>多様なアプローチ*により、高齢者や障害者、子どもたち等幅広い層に向けた<b>福祉活動や地域づくりを推進</b></p> <p>*住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政における政策化・制度化</li> <li>調査の設計や評価・伴走などの役割を担う【外部評価者又は伴走支援者】及び連携先とともに、事業を推進</li> </ul>	<p>多様なアプローチ*により生活困窮者等に対し、社会的なつながりを構築・維持</p> <p>*住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等</p>
助成金額	<p>地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円*</p> <p>* 【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業】又は【4以上の都道府県を網羅する事業】は2,000万円まで</p>	<p>地域連携・全国連携共通</p> <p><b>3年で3,000万円まで 2年で2,000万円まで</b></p>	<p>地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円*</p> <p>*4以上の都道府県を網羅する事業は2,000万円まで</p>
助成期間	<p><b>単年度*</b></p> <p>*事業の発展性が期待できるものは2か年にわたり採択</p>	<p><b>複数年</b></p> <p>2年又は3年にわたり採択</p>	<b>単年度</b>
正職員賃金	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の25%が上限)</p>	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の50%が上限)</p>	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の50%が上限)</p>
想定される団体像	<ul style="list-style-type: none"> <li>草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む）</li> <li>事業立ち上げ期、事業確立期、発展・成熟期すべて対象</li> <li>個別のニーズに寄り添い、地域に密着した活動を行うための連携や地域共生社会の実現に向けた連携が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WAM助成や他の助成などで事業を実施したなかで、新たに明らかとなった課題等に取り組む段階</li> <li>政策化・制度化を目指すための連携体制が必要</li> <li>行政との連携実績や活動分野での一定程度の実績があることが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む）</li> <li>1年以上の生活困窮者等支援の活動実績や事業実施に必要となる関係機関との連携体制が必要</li> </ul>

# WAM助成の目的

## 令和8年度通常助成事業・モデル事業

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者等が自立した生活を送り、また、こどもたちが健やかに安心して成長できる 地域共生社会の実現に向けて必要な支援を行うこと

## 令和7年度補正予算事業

物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭のこども等に対する支援活動を実施する民間団体の取組みを支援すること

# WAM助成のテーマ

## 令和8年度通常助成事業・モデル事業

### 1.誰もが暮らしやすい包摵社会の実現

以下事例

- (1) 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に向けた包括的な支援に資する事業
- (2) 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保や生産性の向上等に資する事業
- (3) 認知症（若年性認知症を含む）の人やヤングケアラーを含む介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化及び支援体制の充実に資する事業
- (4) 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化や高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
- (5) 難病患者・がん患者等の活躍や様々な活動への参加等を支援する事業
- (6) DV・性被害など困難な問題を抱える人への支援に資する事業
- (7) 就職氷河期世代の就労・社会参加に対する支援に資する事業
- (8) 障害者・障害児の地域生活の支援や様々な活動への参加等を促進する事業
- (9) 若者の自立等につながる多様な支援に資する事業
- (10) 妊娠・出産・育児に関する各段階の環境づくりや負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
- (11) 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実、多様な人材の確保、生産性の向上等に資する事業
- (12) 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
- (13) 子育てが困難な状況にある家族・こども等への配慮・対策等の強化に資する事業

### 2.被災者支援・地域における防災力の一層の強化

以下事例

- (14) 被災者支援や被災者支援の担い手となる人材の確保・育成に資する事業
- (15) 地域における防災力の強化に資する事業
- (16) 防災力強化のための広域ネットワーク構築に資する事業

## 令和7年度補正予算事業

### 物価高騰の影響下における生活困窮者やひきこもり状態にある者等の支援

以下事例

- (1) 物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者やひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子どもに対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、身寄りのない方への見守り支援その他生活上の支援を行うことにより、社会的なつながりを構築・維持する事業
- (2) 上記の生活困窮者等の支援を行う民間団体に対して、支援活動の実施にあたっての助言、ネットワークの構築等の中間的支援を行う事業

# < WAM助成 プログラムの比較表 >

	通常助成	モデル	補正予算
目的	地域共生社会の実現 社会福祉の制度の狭間にあるさまざまな課題に対応		物価高騰の影響下における 生活困窮者等支援
期待される成果	<p>多様なアプローチ*により、高齢者や障害者、子どもたち等幅広い層に向けた<b>福祉活動や地域づくりを推進</b></p> <p>*住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政における政策化・制度化</li> <li>調査の設計や評価・伴走などの役割を担う<b>外部評価者又は伴走支援者</b>及び連携先とともに、事業を推進</li> </ul>	<p>多様なアプローチ*により生活困窮者等に対し、<b>社会的なつながりを構築・維持</b></p> <p>*住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等</p>
助成金額	<p>地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円*</p> <p>* 【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業】又は【4以上の都道府県を網羅する事業】は2,000万円まで</p>	<p>地域連携・全国連携共通</p> <p><b>3年で3,000万円まで 2年で2,000万円まで</b></p>	<p>地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円*</p> <p>*4以上の都道府県を網羅する事業は2,000万円まで</p>
助成期間	<p><b>単年度*</b></p> <p>*事業の発展性が期待できるものは2か年にわたり採択</p>	<p><b>複数年</b></p> <p>2年又は3年にわたり採択</p>	<b>単年度</b>
正職員賃金	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の<b>25%</b>が上限)</p>	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の<b>50%</b>が上限)</p>	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の<b>50%</b>が上限)</p>
想定される団体像	<ul style="list-style-type: none"> <li>草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む）</li> <li>事業立ち上げ期、事業確立期、発展・成熟期すべて対象</li> <li>個別のニーズに寄り添い、地域に密着した活動を行うための連携や地域共生社会の実現に向けた連携が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WAM助成や他の助成などで事業を実施したなかで、新たに明らかとなった課題等に取り組む段階</li> <li>政策化・制度化を目指すための連携体制が必要</li> <li>行政との連携実績や活動分野での一定程度の実績があることが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む）</li> <li>1年以上の生活困窮者等支援の活動実績や事業実施に必要となる関係機関との連携体制が必要</li> </ul>

# < WAM助成 プログラムの比較表 >

	通常助成	モデル	補正予算
目的	地域共生社会の実現 社会福祉の制度の狭間にあるさまざまな課題に対応		物価高騰の影響下における 生活困窮者等支援
期待される成果	<p>多様なアプローチ*により、高齢者や障害者、子どもたち等幅広い層に向けた<b>福祉活動や地域づくりを推進</b></p> <p>*住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政における政策化・制度化</li> <li>調査の設計や評価・伴走などの役割を担う<b>外部評価者又は伴走支援者</b>及び連携先とともに、事業を推進</li> </ul>	<p>多様なアプローチ*により生活困窮者等に対し、<b>社会的なつながりを構築・維持</b></p> <p>*住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等</p>
助成金額	<p>地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円*</p> <p>* 【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業】又は【4以上の都道府県を網羅する事業】は2,000万円まで</p>	<p>地域連携・全国連携共通</p> <p><b>3年で3,000万円まで 2年で2,000万円まで</b></p>	<p>地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円*</p> <p>*4以上の都道府県を網羅する事業は2,000万円まで</p>
助成期間	<p><b>単年度*</b></p> <p>*事業の発展性が期待できるものは2か年にわたり採択</p>	<p><b>複数年</b></p> <p>2年又は3年にわたり採択</p>	<b>単年度</b>
正職員賃金	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の<b>25%</b>が上限)</p>	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の<b>50%</b>が上限)</p>	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の<b>50%</b>が上限)</p>
想定される団体像	<ul style="list-style-type: none"> <li>草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む）</li> <li>事業立ち上げ期、事業確立期、発展・成熟期すべて対象</li> <li>個別のニーズに寄り添い、地域に密着した活動を行うための連携や地域共生社会の実現に向けた連携が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WAM助成や他の助成などで事業を実施したなかで、新たに明らかとなった課題等に取り組む段階</li> <li>政策化・制度化を目指すための連携体制が必要</li> <li>行政との連携実績や活動分野での一定程度の実績があることが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む）</li> <li>1年以上の生活困窮者等支援の活動実績や事業実施に必要となる関係機関との連携体制が必要</li> </ul>

# < WAM助成 プログラムの比較表 >

	通常助成	モデル	補正予算
目的	地域共生社会の実現 社会福祉の制度の狭間にあるさまざまな課題に対応		物価高騰の影響下における 生活困窮者等支援
期待される成果	<p>多様なアプローチ*により、高齢者や障害者、子どもたち等幅広い層に向けた<b>福祉活動や地域づくりを推進</b></p> <p>*住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政における政策化・制度化</li> <li>調査の設計や評価・伴走などの役割を担う<b>外部評価者又は伴走支援者</b>及び連携先とともに、事業を推進</li> </ul>	<p>多様なアプローチ*により生活困窮者等に対し、<b>社会的なつながりを構築・維持</b></p> <p>*住民の支え合い、関係機関のネットワーク、制度化、広域連携 等</p>
助成金額	<p>地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円*</p> <p>* 【災害支援等十分な資金の確保が必要な事業】又は【4以上の都道府県を網羅する事業】は2,000万円まで</p>	<p>地域連携・全国連携共通</p> <p><b>3年で3,000万円まで 2年で2,000万円まで</b></p>	<p>地域連携 50～700万円 全国広域 50～900万円*</p> <p>*4以上の都道府県を網羅する事業は2,000万円まで</p>
助成期間	<p><b>単年度*</b></p> <p>*事業の発展性が期待できるものは2か年にわたり採択</p>	<p><b>複数年</b></p> <p>2年又は3年にわたり採択</p>	<b>単年度</b>
正職員賃金	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の25%が上限)</p>	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の50%が上限)</p>	<p>業務に従事した時間数の賃金相当額を支給 (助成額の50%が上限)</p>
想定される団体像	<ul style="list-style-type: none"> <li>草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む）</li> <li>事業立ち上げ期、事業確立期、発展・成熟期すべて対象</li> <li>個別のニーズに寄り添い、地域に密着した活動を行うための連携や地域共生社会の実現に向けた連携が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WAM助成や他の助成などで事業を実施したなかで、新たに明らかとなった課題等に取り組む段階</li> <li>政策化・制度化を目指すための連携体制が必要</li> <li>行政との連携実績や活動分野での一定程度の実績があることが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>草の根の団体～全国組織まで広く対象（中間支援を含む）</li> <li>1年以上の生活困窮者等支援の活動実績や事業実施に必要となる関係機関との連携体制が必要</li> </ul>

# モデル事業について（補足）

## WAM助成モデル事業（2019年度から開始）

モデル事業は、社会課題が一層複雑化するなか、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応し、国や自治体において政策化・制度化を目指す新たな「モデル」となり得る活動を募集します。

### 対象事業

次の(1)又は(2)のいずれかの事業であり、かつ、通常助成事業と同様の助成テーマに該当し、要望団体が自ら主催する事業とします。

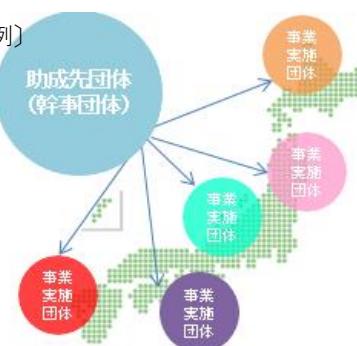
#### (1) 地域連携活動支援事業

助成先団体が関係機関との継続的・相互的な連携体制の構築を通じて、政策化・制度化を目指すことをもって、地域における面的な成果の広がりを目指す事業



#### (2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

助成先団体が幹事的役割を果たし、各地域のNPO等との継続的な連携体制の構築を通じて、政策化・制度化を目指すことをもって、全国的・広域的なセーフティネットの充実を図る事業



# モデル事業の特徴（補足）

## 特徴

複数年

最長3年の計画が助成対象  
正職員配置による運営体制の確保

伴走者

課題・分野の専門家と協力関係の形成  
助言を踏まえた適切な計画変更

政策化  
制度化

制度化等を目指す段階的な計画必須  
行政との協力関係の構築

# モデル事業の要件などについて（補足）

項目	内 容
事業の要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・国や自治体において政策化・制度化を目指す新たな「モデル」となり得る活動であること</li><li>・既存事業の継続のみを目的とした計画や通常助成事業と同じ申請内容を複数年継続する計画は対象外</li><li>・複数年にわたり安定した運営を行うため、事業の実施体制を確実に確保すること</li><li>・連携団体と事業目標の共有化を図った上で事業を推進すること</li><li>・事業成果の可視化を念頭に置き、評価を実施すること</li><li>・外部評価者又は伴走支援者(※)と共に定期的な進捗管理を行い、結果を報告すること</li></ul> <p>※外部評価者又は伴走支援者の人数については、特に制限を設けていませんが、<u>政策化・制度化につなげていくために必要な調査の補助及び政策化・制度化に向けての事業の進捗、改善、成果の可視化等について客観的な視点での助言等がその役割として求められるため、助成事業で取り組む課題・分野の専門家を必ず入れるようにしてください。</u></p>
助成期間	<p><b>2~3年以内</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画に基づき、連続する2年又は3年にわたり助成金の交付対象とすることを予定しています。ただし、次年度の助成金を保証するものではありません。また、採択された場合であっても、予算の都合等により助成金額の減額や助成の終了となる場合があります。</li><li>・助成金の交付申請及び交付決定は年度毎に行います。次年度の審査は、当年度の実施状況を踏まえて行います。審査の結果によっては、次年度以降の助成金額の減額や助成の終了となる場合があります。</li></ul>

(注)上記以外の事項については、「令和7年度 社会福祉振興助成事業 募集要領(通常助成事業)」に準じます。

# 利用にあたっての留意事項等について

# 助成金による事業実施で求められる事項①

- (1)選定された団体については、その後の事務手続きについて「**事務説明動画(オンライン視聴)**」にてご説明します(4月中に公開予定)。
- (2)助成事業の会計は、**他の会計と確実に区分する必要があります**。そのため、助成金専用口座の開設、帳簿の作成(当機構指定のエクセル形式)により会計管理をしてください。また、助成対象経費にかかる証拠書類(帳簿類、領収書、振込書等)は助成事業完了後7年間の保管義務があります。
- (3)助成対象事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書等の成果物には、『独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業』の助成表示を必ず明記していただきます。
- (4)助成対象事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成対象事業の成果や改善点の確認のため、助成対象事業に参加された方々(利用者)への**アンケート調査を実施**していただきます。

## 助成金による事業実施で求められる事項②

- (5)助成成果の普及のため、必ず助成事業をとりまとめた報告書(成果報告会の資料でも可)の作成を行っていただくとともに、可能な限りHPやSNS等での積極的な広報活動をお願いいたします。なお、WEB掲載や報告会での配布など事業の内容にあわせて最適な方法での普及をご検討ください。
- (6)助成事業終了後、4月末までに、指定の様式による事業完了報告、助成事業の経費にかかる領収書(写)、帳簿(指定のエクセル形式)及び自己評価書の提出が必要になります。
- (7)助成事業終了後、助成事業にかかる評価を行います。複数年にわたりヒアリングやアンケート調査を実施しますので対応をしていただくことが必須となります。

# 留意事項(処分などの不利益に関すること等)

- (1)この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が準用されます。なお、不正な手段により助成金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。
- (2)助成対象事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。また、助成の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降5年間は、助成の要望を受け付けません。
- (3)不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用し、その他規程等に違反する悪質な行為により、機構が助成の決定の取り消し等を行った場合は、以下の事項について公表を行うことがあります。
- ・団体の名称、所在地及び代表者氏名
  - ・事業の概要
  - ・不正の内容
  - ・交付決定の取り消し等の日、返還を命じた額及び返還状況
- (4)これから法人税法上の非営利型の一般社団法人又は一般財団法人を目指す法人については、非営利型法人の要件を満たし、異動届出書の提出を確認したうえで助成の決定を行うこととします。
- (5)他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても機構の助成金を利用する資格を失います。
- (6)助成対象事業については、機構の監査及び会計検査院の検査の対象になります。また、助成期間中に進捗確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。
- (7)ご提出いただいた書類は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。
- (8)ご提出いただいた顧客情報及びお客さまの情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。
- ・郵送等による機構が提供するサービスのご案内
  - ・市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため
- また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※顧客情報及び業務上知り得たお客さまの情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

# 社福祉振興助成事業(WAM助成)

募集説明動画（パート3）  
～審査・応募の要点～



# 審査方法及び審査項目

# 審査方法及び審査項目

## 審査方法

- ・審査方法は基本的に書面審査(必要に応じてヒアリングを実施)
- ・選定は、機構事務局で整理の上、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会で審査の上決定

## 審査項目

### (1)事業実施体制

- ⇒ ①活動実績・財務状況
- ②実施者適性、連携・協働

### (2)事業の目的、内容等の妥当性

- ⇒ ①事業の目的及び内容
- ②計画の妥当性及び助成の効果

### (3)費用対効果

- ⇒ ①経費の妥当性
- ②経費の合理性

### (4)自立的継続性・将来発展性

※補正予算事業は「自立的継続性」のみ

- ⇒ ①自立的継続性
- ②将来発展性

### <POINT>

通常助成事業・モデル事業は、  
審査項目(4)は審査において  
配点が高くなっています。

## 留意事項

- ・過去にWAM助成事業実績がある場合は、事業評価結果を踏まえ審査します。
- ・高く評価できる点、採択に当たっての条件等がある場合には、内定通知にコメントを付します。
- ・通常助成事業・モデル事業の助成回数は、原則連続3回までとします。  
(連続4回目以上の団体は審査項目(4)において、配点が低くなります。)

# 審査項目（詳細）

## （1）事業実施体制

### ① 活動実績・財務状況

・これまでの活動実績・財務状況から事業を実施できる組織基盤はあるか。

### ② 実施者適性、連携・協働

・団体設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、助成対象事業の実施主体として相応しいか。

・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。

## （2）事業の目的、内容等の妥当性

### ① 事業の目的及び内容

・助成対象事業の目的及び社会的必要性が明確であるか。

・具体性があり実現可能性があるか。

### ② 計画の妥当性及び助成の効果

・事業計画に整合性、実現性、実効性はあるか。

・助成対象事業の量的な目標からみて効果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な効果をあげられるか。

・助成対象事業の成果が地域や社会に波及することができるか。

・助成対象事業に独創性、先駆性、普遍性等が期待できるか。………（補正予算事業は除く）

## （3）費用対効果

### ① 経費の妥当性

・経費の過剰積算、著しく高い単価の経費等が無いか。

### ② 経費の合理性

・費用対効果からみて経済的合理性があるか。

## （4）自立的継続性・将来発展性

### ① 自立的継続性

・事業継続の能力があるか。

### ② 将来発展性………（補正予算事業は除く）

・将来的な発展性が期待できるか。

# 審査加点項目

※補正予算事業のみ

	加点項目
補正予算事業	<p>【以下のいずれかに該当する事業】</p> <p>①住まいの確保に困難を抱える者に対して居住場所を提供する支援であって、関係機関と連携し、緊急的な支援に対応する体制を整備する事業</p> <p>②ひきこもり状態の者、若年層、外国人等の顕在化した多様な相談者層に応じて、居場所の設置や相談支援を行う事業</p> <p>③地域のフードバンク等の社会資源と連携したり、フードバンクを運営する等、食料等の物資の提供を通じて生活困窮者等を支援する事業</p> <p>④身寄りのない生活困窮者が安定的に地域で活動できるよう、日常的な見守り支援や必要な手続きの支援等を行う事業</p>

# WAM助成（補正予算事業）Q&A

## ① 住まいの確保に困難を抱える者に対して居住場所を提供する支援であって、関係機関と連携し、緊急的な支援に対応する体制を整備する事業

### 【事業の内容・対象について】

- 本事業については、住居を失った者、安定した居住地がない者、住居はあるが様々な要因により居所の確保が必要な者について、既存の支援機関や居住の確保に関する事業につなぐまでの間、緊急一時的な居所の確保を行う事業を想定しています。
- 支援対象としては、ホームレス特別措置法に定義されるホームレスや知人宅、ネットカフェ等様々な場所を行き来している不安定居住者のか、住居はあっても様々な要因（例えば虐待、DV被害、精神障害など）により緊急一時的な居所確保を必要とする者も含むこととしています。
- 居住場所の提供形態は特段限定せず、専用の居室を設けること以外にも、ホテル・旅館・アパート等の借り上げなども想定しています。

### 【要件等について】

- 緊急一時的な支援であることを踏まえ、事業の実施にあたっては、自立相談支援機関、地域包括支援センター、女性相談支援センター、児童相談所等の各種相談機関等と、簡易なアセスメント情報の共有や、退所後の受入先の調整への協力等について連携体制を構築しておくことが望まれます。
- 特に緊急的な支援として、夜間や休日も含めた連絡や宿泊場所の提供が可能な体制を整備することが望されます。

# WAM助成（補正予算事業）Q&A

## ② ひきこもり状態の者、若年層、外国人等の顕在化した多様な相談者層に応じて、居場所の設置や相談支援を行う事業

### 【事業の内容・対象について】

- 本事業については、「ひきこもり状態にある者やその家族等」、「生活に困窮している、または困窮する恐れのある若年層・外国人等」を対象とし、個々の状況に応じて落ち着いて安心して過ごせる場の設置や対面の他、電話・SNSを用いて相談支援を行う事業を想定しています。
- ひきこもり状態にある者については、不登校の子ども、職に就かず親元でひきこもる若者、職場の人間関係等が原因で退職しひきこもりになった壮年期の者など幅広い年代を想定していて、ひきこもりの状態の程度等を問いません。また、居場所の利用については、設置自治体内の対象者だけではなく、広く希望に応じた利用が可能となるよう近隣自治体に居住する者も対象としてください。
- 居場所の設置開催の形態や頻度の要件は設定しませんが、なるべく予約不要で、長時間の利用も可能な居場所として設置することが望されます。なお、居場所利用者のニーズに合わせた取組を中心とし、特定のプログラム提供を求めるることは想定していません。

### 【要件等について】

- 事業の実施にあたっては、支援関係機関や家族会等を通じた広報や周知等に取り組むこととしてください。
- 居場所の利用対象者について、設置自治体内に居住する者に限定しないでください。

## ③ 地域のフードバンク等の社会資源と連携したり、フードバンクを運営する等、食料等の物資を提供することを通じて生活困窮者等を支援する事業

### 【事業の内容・対象について】

- 本事業については、団体や個人から余った食料品や日用品等を集め、直接的又は間接的に生活困窮者等に恒常に届けることを通じて支援する事業を想定しています。
- 対象となる事業は、以下のどちらかです。
  - 企業団体や個人から食料品等の提供を受ける取組み、集めた食料品等を適切に管理する取組み、支援を行う団体への配布を行う取組みを行う事業について、新たな仕組みの構築や拡充（連携先を増やすなど）を伴う事業  
※ 上記取組みの全部または一部を実施することを想定していますが、新たな仕組みの構築や拡充を伴う必要があります。
  - 生活困窮者等への食料品等の配布をきっかけに福祉や医療、法律等の専門職への相談等の支援につなぐ事業
- なお、提供する物資は、食料品に限らず、衣料品（スーツ等）やおむつ、生理用品、自転車、電化製品、家具など生活に必要な日用品等を含みます。

### 【要件等について】

- 食料品等の提供にあたっては、地域のフードバンクやこども食堂等の社会資源と連携したり、フードバンクを運営する等により、恒常に食料等を提供することのできる計画であることが望まれます。
- 「恒常的」とは、年間を通じて、生活困窮者等を支援する体制を構築することを想定しています。
- 提供する物資を購入のみで調達する事業は、加点対象外となります。

## ④ 身寄りのない生活困窮者が安定的に地域で生活できるよう、日常的な見守り支援や必要な手続きの支援を行う事業

### 【事業の内容・対象について】

- 本事業については、身寄りのない生活困窮者に対して、
  - ・ 定期的に訪問や相談対応を行いながら、対象者の状況に応じて介護や医療等の必要な専門機関につなぐ事業（支援対象者の状況に応じてICT技術を活用した安否確認やビデオ通話による見守りも可）
  - ・ 生活上の必要な手続き（福祉サービスの利用や入院時、賃貸住宅への入居、死後事務の支援（支援対象者が亡くなった後に死後の事務が円滑に進むよう事前に準備しておくこと）等）を支援する事業を想定しています。
- 支援対象としては、年齢や家族の有無に関わらず、社会的な関係性が希薄なため、行政への相談や既存の施策につながりにくい者を想定しています。

### 【要件等について】

- 定期的な訪問や相談対応、見守りを行う場合は、支援対象者の状況に応じて専門機関の支援につながられるようなネットワーク構築にも取り組むこととしてください。
- 手続きの支援にあたっては、支援対象者と応募団体の支援者だけでなく第三者の専門家等も交えたチームで支援するようにするなど、支援対象者本人の意思決定を尊重することも考慮してください。
- 安定的な生活支援のため、年間を通じて支援を継続できるような体制構築にも取り組むこととしてください。

# 応募方法・スケジュール等

# 応募方法について

## STEP.1

機構HPから応募様式をダウンロードし、作成

※事前準備を必ず済ませてください。(後スライド参照)

## STEP.2

応募フォームから応募書類を送信

※提出前の点検を必ず済ませてください。(後スライド参照)

- ・応募フォームに必要事項を入力してください。
- ・ステップ①で作成した要望書(Excel)及び以下の2つの書類(PDF)を添付の上、送信することで応募完了となります。  
(1)定款、寄付行為又は運営規約等  
(2)応募時における最新の決算書(法人の場合には貸借対照表も必要)

※フォーム送信は原則一度のみとし、添付書類については、いずれも応募の時点で理事会等の承認済みの書類のうち、最新のものとしてください。

- ・添付書類のデータが大きく、添付書類を送信できない場合は、機構NPOリソースセンターにご確認ください。
- ・要望書・添付書類を受信後、フォームに登録されたメールアドレスに受信確認メールを自動送信します(フリーメールの場合、自動送信が遅れる可能性があります)。
- 受信確認メールが届かない場合は、機構NPOリソースセンターにご確認ください。
- ・締め切り間際はアクセスが集中し、つながりにくくなりますので、時間に余裕をもってご応募ください。
- (注)提出された要望書等は返却いたしません。また、選定結果に関するお問い合わせ等にはお答えできません。予めご了承ください。

# (参考) 応募にあたって

## 事前準備と提出前の点検

### 事前準備

- 助成事業により実施する内容や実施体制について、団体メンバーや協力者などと話し合ってください。
- 「募集要領」や「Q&A」をもとに、助成の目的や要件等をご確認ください。
- 社会課題に関するデータや実績から把握した受益者ニーズに基づく計画を検討し、記載例「要望書記載にあたっての注意事項等」を参考に記入してください。

### 提出前の点検

- 応募書類は、**複数の担当者で確認してからご提出ください。**

(不備の例)

- ・応募した団体名、代表者や理事の役職名が会則、規約、定款と異なる
- ・監事の設置が定款で定められているが、応募書類に記載がない
- ・要望額が助成金の限度額を超えており、計算が合わない
- ・事業計画の内容と、要望額調書の記載内容に整合性が取れていない
- ・審査項目と関連する要望書の項目が未記入のままである

# 応募締切

<令和7年度 補正予算事業>

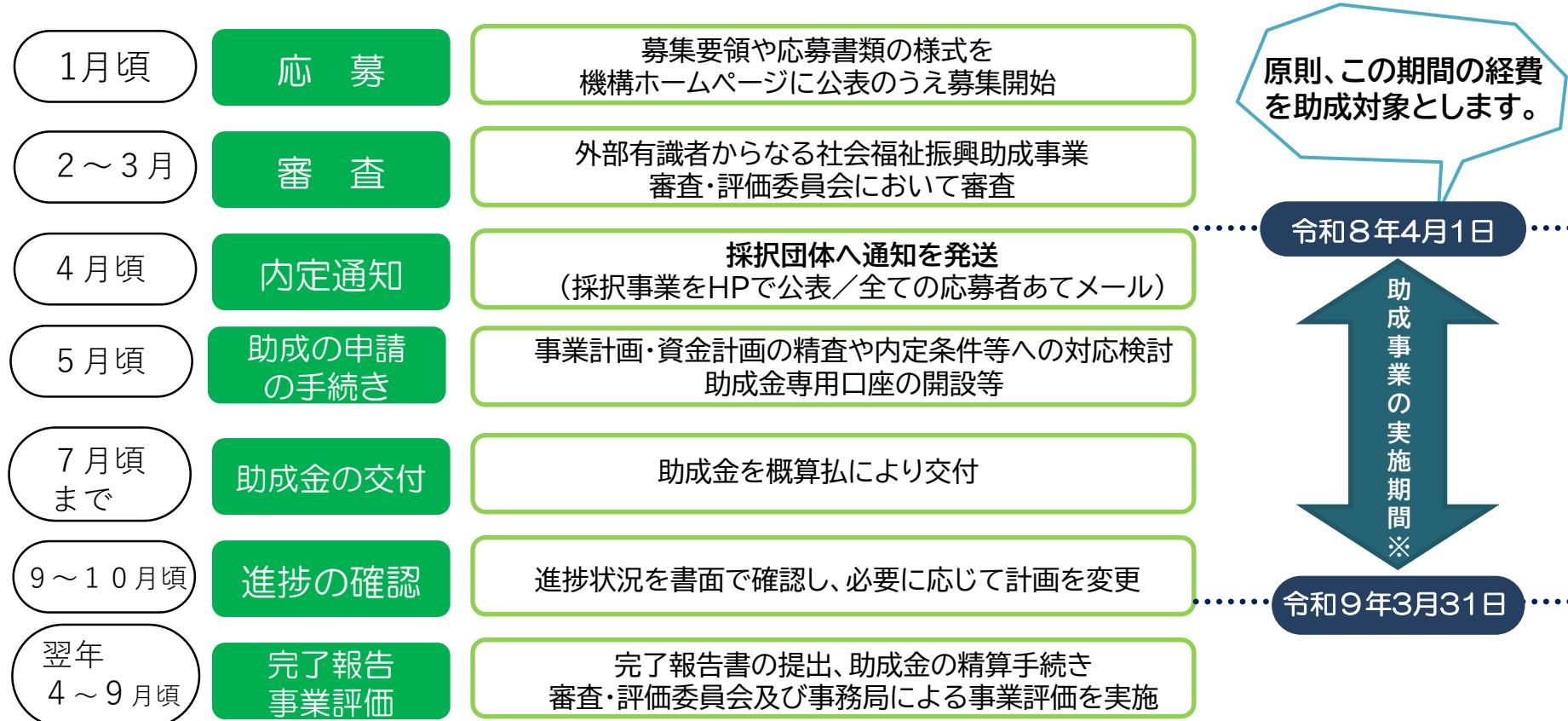
令和8年1月21日(水) 15時まで

<令和8年度 通常助成事業・モデル事業>

令和8年1月26日(月) 15時まで

締切後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。

# WAM助成の応募から事業評価までの流れ



※ 助成期間中や助成事業を終了して間もない団体を  
対象にオンラインによる研修会などを提供しています。

参考：令和7年度の研修実績  
【7月】会計  
【10月】ガバナンス

# WAMのリソースをご活用ください！

## ■計画立案にあたってのヒントⅠ

WAMホームページで 学習会資料を公開中！

### 令和6年度 学習会 <事業継続に助成金を活かす>



### 令和5年度 学習会 <具体的な計画づくり>



# WAMのリソースをご活用ください！

## ■計画立案にあたってのヒントⅡ

「ヒント集」や「過去の事例」を幅広く紹介しています。複数事業の組み合わせ方等の参考に、ぜひご覧ください。

## ■事例紹介

—WAM助成ホームページで閲覧いただけます—



**WAM助成レポート**  
WAM助成の優良事例を掲載しています。

## ■事業運営のヒント

事業運営全般



NPOの民間福祉活動に  
役立つヒント集



**WAM助成e-ライブラリー**  
10,149件の助成実績データが閲覧可能です！

# WAM助成の相談窓口のお知らせ

WAM助成では、助成金のご応募をお考えの方のために助成相談窓口を常設しています。

«お問い合わせ先»

独立行政法人福祉医療機構  
NPOリソースセンター NPO支援課



①電話 03-3438-4756

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00(土日祝祭日を除く)



②メール

WAMホームページ「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

<https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-wamjosei01-tabid-2106/>